AI デマンド交通等の新交通サービス導入実施計画策定及び検討準備支援業務
企画提案審査要領

この企画提案審査要領は、葛巻町（以下「町」という。）が実施する「AI デマンド交通等の新交通サービス導入実施計画策定及び検討準備支援業務」（以下「本業務」という。）に係る契約候補者を選定するために行うプロポーザルの企画提案審査について、必要な事項を定めるものである。

１　審査の概要

⑴　契約候補者の選定に係る企画提案の審査は、AI デマンド交通等の新交通サービス導入実施計画策定及び検討準備支援業務企画提案審査委員会（以下「審査委員会」という。）において実施する。

⑵　審査委員会は、プロポーザル参加者（以下「参加者」という。）から提出された、「AI デマンドバス交通等の新交通サービス導入実施計画策定及び検討準備支援業務公募型プロポーザル実施要領」で定める書類（以下「企画提案書」という。）について、別表に定める評価基準に基づき、審査を行う。

２　審査方法

⑴　審査は、参加者から提出された企画提案書に基づいて行う。

⑵　審査委員会は、企画提案書に基づき、個別の審査項目ごとに評価を行い、委員ごとに上位３者まで順位点（１位―５点、２位―３点、３位―１点）を付し、それらを審査委員会で合計した総得点により順位をつけて、町に報告する。

なお、総得点が同点の場合には、高い順位の票を多く得た者を上位者とし、高い順位の票が同数の場合には、委員において合議の上、総合順位を決定するものとする。

⑶　参加者が１者のみであった場合にも、審査委員会において企画提案書に基づく審査を実施し、委員の評点の合計が中位点の合計以上を獲得していることを最低条件とし、本業務を実施するにふさわしいか否かを評価する。

⑷　評価基準については、別表のとおりとする。

⑸　審査委員会は、提案内容の詳細の再確認を要すると認められる場合等により、審査委員会の開催日において順位の決定又は⑵に定める評価の決定に至らなかった場合には、後日、再度審査を行い、順位等を決定する。この場合、持ち回りによって審査、決定することもできるものとする。

⑹　審査委員会は、順位に関わらず、いずれの企画提案も本業務を実施するにふさわしくないと認められる場合には、その旨の評価を付して、町に報告するものとする。

⑺　審査委員会は、順位等を決定するに当たり、本業務の執行に関しての意見を付すことができる。

３　審査結果の通知

審査結果については、各参加者に郵送により書面で通知する。

（別表）

AI デマンド交通等の新交通サービス導入実施計画策定及び検討準備支援業務
公募型プロポーザル　評価基準

評価項目	評価の視点	評価基準	配点
基礎評価	企業評価	同種業務の業務実績を有する。 3 件（5 点）、2 件（4 点）、1 件（3 点）	5
		運行管理資格保有者をはじめ、必要な専門的知見・経験を有する人員が十分に配置されているか。	10
		道路運送法第４条による運行及び自家用有償運送の双方について、導入支援の実績・知見を有しているか。	5
		地域公共交通確保維持改善事業費補助金等の申請支援実績を有し、最新の制度動向を把握しているか。	5
		ISMS及びプライバシーマークの取得等、個人情報を含む情報の適切な管理体制が確保されているか。	5
	価格点	参考見積額の低い順に、1 位（5 点）、2 位（4 点）、3 位（3 点）、4 位（2 点）、5 位（1 点）とし、 6 位以下は見積額の差を問わず 0 点とする。	5
企画提案評価	事業目的の理解度	本町の公共交通の現状・課題を的確に把握し、本業務の位置付けを踏まえた実施方針が示されているか。	10
	提案内容	本町の実情に即した実現性の高い提案となっているか。	15
		行政内部及び交通事業者の役割・責任範囲の整理手法や関係者協議方法が具体的であり、他自治体の事例に基づく実効性のある提案となっているか。	10
		許認可手続きの整理・申請支援及び運輸支局等との調整支援の進め方が具体的であり、活用可能な国庫補助事業の提案が本町の事業計画に適合しているか。	10
		工程表が現実的で、定例会の運営を含む進行管理及びリスク管理の方法が明確であり、柔軟な調整が可能か。	10
	独自提案	本町にとって有効で、実現可能性のある独自提案となっているか。	10
総合評価			100